

第1条（会の目的）

本会は知的資産経営による東北地方の中小企業等の経営力向上のため、専門家および支援者の知的資産経営マネジメント力の向上を目的とする。

第2条（名称）

本会の名称は以下のとおりとする。

知的資産経営研究会 inTohoku

第3条（事務局所在地）

本会の事務局は以下に置く。

宮城県仙台市若林区卸町2丁目9-1 INTILAQ 東北イノベーションセンター

第4条（年度）

本会の年度は毎年6月1日より翌年5月31日とする。

第5条（会員）

第1条に定める本会の目的に貢献することを目指す支援者、専門家およびそれらに準ずる個人（以下、これらをあわせて、「個人会員」という。）または団体（以下、「団体会員」という。）であることを参加の条件とする。

第6条（役員）

本会に以下の役員を置く。

代表	1名
副代表	2名
会計	1名
事務局	若干名

第7条（役員任期）

役員任期は各年度末の5月31日までとする。ただし、本人または会員からの要請がない場合は自動的に1年間延長するものとする。

第8条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

2. 副代表、会計および事務局は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第9条（運営）

- 本会は、5名以上の参加が見込める東北地方各地において、定期的に勉強会を開催する。
2. 勉強会の開催頻度は10名程度の参加者が見込める地域においてはおおむね月1回とし、5名程度の参加者が見込める地域においてはおおむね3か月に1回とする。
 3. 各開催地域における勉強会の開催日は事務局が作成する勉強会開催基準に基づき事務局が定め、会員全員が閲覧可能な共有フォルダーにて勉強会開催基準および開催日を会員に周知するものとする。ただし、5名以上の会員が参加可能な日程で開催するものとする。
 4. 勉強会の内容およびその他の活動等を含む当会の運営は事務局にて企画し、会員へ伝えたくて実施するものとする。
 5. 運営上重要な事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。
 6. 運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第10条（機密保持）

本会において新たに知り得た情報は、情報開示者の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。

第11条（会費）

本会の運営費用は、原則として次項以下に定める会費を財源とする。

2. 個人会員の会費は、年間5,000円とする。
3. 団体会員の会費または負担する費用は、個人会員との公平性、勉強会の参加人数、団体の性質その他事情を勘案のうえ本会と団体会員とが協議して定める。

第12条（規約改訂）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改訂することができる。なお、団体会員の議決権は団体ごとに1議決権とする。

2. この規約の管理は次の各号のとおりとする。
 - (1) 改訂ごとにRevision番号を付し、会員全員が閲覧可能な共有フォルダーにPDFファイルにて格納するものとする。
 - (2) 旧Revisionは共有フォルダーより取り除くものとする。
 - (3) 改訂履歴は各Revisionの文末に記載するものとする。

附則

第6条に定める会の役員は次の会員とする。

代 表 宮城県仙台市若林区卸町2丁目9-1 INTILAQ 東北イノベーションセンター
望月孝

副代表 岩城大一

会 計 (住所割愛) 井上朗

事務局 望月孝、岩城大一、井上朗、及川朗、熊倉宗一、小林大、佐藤智一、松舘文子、
柳田有香、吉田由香、米田吉宏

改訂履歴

Rev. 5 2024年6月1日から適用

Rev. 4 2023年6月1日から適用

Rev. 3 2022年12月15日から適用。ただし、第6条および附則に定める役員は2022年
6月1日から適用する。

Rev. 2 2021年1月20日から適用

初版 2018年5月29日から適用